

# 税の お知らせ

## お知らせください

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として課税します。  
そのため、賦課期日までに家屋の取壊しや新增築、用途変更、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況の変更などをされた場合ご連絡ください。

※平成30年1月2日以降に新增築された家屋について、固定資産税評価額を算出するため、税務課家屋担当調査員による家屋調査を随時実施していますので、ご協力をお願いします。

## 平成30年度固定資産税に関する土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

所有する土地・家屋の価格等と、市内にある土地・家屋の価格等をご覧いただき、比較することができます。

**日時** 4月2日(月)～5月1日(火) (市役所閉庁日は除く)  
午前8時30分～午後5時15分 (水曜日は、午後7時まで)

**場所** 税務課 (市役所2階)

**手数料** 無料

**対象** 市内に固定資産税を納税すべき土地・家屋を所有している方または同居の家族

**持ち物** 本人確認のため①または②をお持ちください。

①個人番号カード(写真付)、住民基本台帳カード(写真付)、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る)

②健康保険証、年金証書等

※対象者以外の方は、対象者の委任状が必要です。

**その他** 電話での縦覧帳簿記載内容に関する問い合わせには、お答えできません。税務課窓口までお越しください。  
なお、縦覧帳簿のコピーはできません。



## 固定資産(土地・家屋・償却資産)課税台帳の閲覧および証明書の交付

**日時** 市役所閉庁日は除く、午前8時30分～午後5時15分(水曜日は、午後7時まで)

※平成30年度分は、4月2日(月)以降

**場所** 税務課(市役所2階)

**手数料** 台帳の閲覧は有料(ただし、平成30年度分については、縦覧期間中は無料)、  
証明書交付は有料

**対象** 次に該当する方

- ・市内に土地や家屋を所有している方または同居の家族
- ・借地・借家人など

**持ち物** 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に同じ

※借地・借家人の方は、①②以外に権利関係が明らかになるもの(賃貸契約書等)をご持参ください。

※対象者以外の方は、対象者の委任状が必要です。

**その他** 電話での課税台帳記載内容に関する問い合わせには、お答えできません。税務課窓口までお越しください。

**問合せ** 税務課固定資産税G ☎55-9264



## 軽自動車などの名義変更および廃車の届け出

軽自動車税は、毎年4月1日現在に原動機付自転車や軽自動車などを所有している方に課税され、その年の5月に納税通知書が送付されます。名義変更や廃車の届け出をしていない方は、お早めに手続きしてください。なお、例年3月末は窓口が大変混雑しますので、3月中旬までにお手続きいただくようお願いいたします。

届け出の窓口は、車種や管轄区域によって異なります。

なお、軽自動車の名義変更、廃車などの手続きについては、軽自動車検査協会のホームページからご覧いただけます。

<http://www.keikenkyo.or.jp>

問合 税務課市民税G ☎55-9263

車種	届け出先 (※は名古屋ナンバーの場合)
原動機付自転車、小型特殊自動車、ミニカー など	税務課市民税G(☎55-9263) または新住所地(定置場)の市町村役場
軽自動車二輪 (排気量125cc超250cc以下)	※愛知県軽自動車協会(名古屋市港区) ☎052-659-1040
二輪の小型自動車 (排気量250cc超)	※愛知運輸支局(名古屋市中川区) ☎050-5540-2046
軽自動車三輪・四輪 など	※軽自動車検査協会 愛知主管事務所 (名古屋市港区) ☎050-3816-1770

## 税金の納め忘れはありませんか

市では、度重なる催告にもかかわらず納税されない方に対して、滞納処分を行うことがあります。滞納処分は、正しく納税された方との間に不公平が生じないよう、給与、預貯金、不動産等を差し押さえるものです。

税金の納め忘れがないか、今一度お確かめください。

### 納税相談を随時行っています

納期限までに納付が困難な場合は、必ず収納課に相談してください。

毎週水曜日は、窓口を午後7時まで延長しています。仕事などで昼間に来庁できない方は、ぜひご利用ください。

### 市税などの納付は便利な口座振替で

口座振替をご利用いただければ、納付忘れを防ぐことができます。また、現金を持ち歩く必要もありませんので安全です。

申し込み手続きなどは、22ページの「今月の市税や料金など」をご覧ください。

問合 収納課 ☎55-9276、55-9279

## 平成30年度津島市税等納付のこよみ

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
納期限	H30 5月1日 (火)	H30 5月31日 (木)	H30 7月2日 (月)	H30 7月31日 (火)	H30 8月31日 (金)	H30 10月1日 (月)	H30 10月31日 (水)	H30 11月30日 (金)	下記※	H31 1月31日 (木)	H31 2月28日 (木)	H31 4月1日 (月)
固定資産税・都市計画税	○ 第1期			○ 第2期					○ 第3期		○ 第4期	
市民税・県民税			○ 第1期		○ 第2期		○ 第3期			○ 第4期		
軽自動車税		○ 全期										
国民健康保険税		○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	○ 第9期	○ 第10期	
市営・改良住宅家賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住宅新築資金等償還金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保育所利用者負担金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護保険料	○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	○ 第9期	○ 第10期	○ 第11期	○ 第12期
後期高齢者医療保険料				○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	
下水道事業受益者負担金					○ 第1期		○ 第2期		○ 第3期		○ 第4期	

※12月(納期限)

固定資産税・都市計画税、国民健康保険税…平成30年12月27日(木)

下水道事業受益者負担金…平成30年12月25日(火)

市営・改良住宅家賃、住宅新築資金等償還金、保育所利用者負担金、介護保険料、後期高齢者医療保険料…平成31年1月4日(金)

# 国民健康保険のお知らせ

問合 保険年金課  
国民健康保険G  
☎24-1113

## 加入・脱退の届け出

- ・就職・退職等をしたときは、必ず14日以内に届け出をしてください。
- ・加入の届け出が遅れた場合、国民健康保険の資格を取得した月まで遡って国民健康保険税を納めることになり、その間に掛かった医療費も、全額自己負担になることがあります。
- ・他の健康保険に加入後、国民健康保険証で診療を受けた場合、医療費を後日返還していただくことがあります。

届け出の種類・持ち物 下表のとおり

	こんなとき	手続きに必要なもの	すべての手続きに共通して必要なもの
国保に加入するとき	津島市へ転入したとき	—	世帯主および届出対象者の個人番号(マイナンバー)が確認できる次のいずれか
	子供が生まれたとき	—	
	退職等により社会保険や共済組合等から脱退したとき	社会保険資格などが喪失した事実を証明する書類(健康保険資格喪失連絡票など)	
	社会保険や共済組合等の被扶養者でなくなったとき	—	
国保を脱退するとき	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード</li> <li>・個人番号通知カードと顔写真付きの身元確認書類</li> <li>・個人番号が記載された住民票と顔写真付きの身元確認書類</li> </ul> ※顔写真付きの身元確認書類がない場合は下記のいずれか2点が必要
	津島市から転出するとき	国民健康保険被保険者証	
	死亡したとき	—	
	就職等により社会保険や共済組合等に加入したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・社会保険資格を取得した事実を証明する書類(社会保険などの被保険者証、健康保険資格取得連絡票など)</li> </ul>	
その他	社会保険や共済組合等の被扶養者となったとき	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基カード(顔写真なし)</li> <li>・医療保険証</li> <li>・年金手帳、年金証書</li> <li>・介護保険証</li> <li>・各種医療受給者証 など</li> </ul>
	生活保護を受け始めたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・生活保護開始決定通知書</li> </ul>	
	市内転居したとき	国民健康保険被保険者証	
	世帯主が変わったとき	—	
	被保険者証や高齢受給者証を紛失、汚損したとき	(汚損した)国民健康保険被保険者証	
その他	国民健康保険の加入者が修学のため津島市から転出したとき	在学証明書または学生証	—
	交通事故の治療に国民健康保険を使うとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・交通事故証明書</li> </ul>	

※「国民健康保険高齢受給者証」「国民健康保険限度額適用認定証」等をお持ちの方は持参してください。

※国民健康保険に加入の際には、口座振替の登録をします。次のいずれかを持参してください。

口座振替を希望する金融機関の通帳および届出印またはキャッシュカード(暗証番号の分かるもの)  
(一部利用できない金融機関、キャッシュカードがあります)

## 仮徴収額決定通知書の発送

国民健康保険税が年金から天引きされている方には、「平成30年度国民健康保険税仮徴収額決定通知書」を3月下旬に発送します。2月に年金から天引きされた税額と同じ額が、4月・6月・8月に天引きされます。

ただし、一部の方は年金天引きされない場合があります。

## 国民健康保険入院時食事療養標準負担額の改定

国民健康保険に加入中の方の入院時の食事療養標準負担額が健康保険制度の改正により平成30年4月診療分から1食あたり360円から460円に引き上げられます。ただし、住民税非課税世帯や難病、小児慢性特定疾患患者の負担額に変更はありません。



REDISCOVERY TSUSHIMA

# 短編小説コンテスト 2017 受賞作品決定

「REDISCOVERY TSUSHIMA短編小説コンテスト2017」は、まちの魅力を再発見し、それを情報発信することを目的に開催しました。昨年8月1日～10月31日に津島を舞台にしたオリジナルの短編小説を募集したところ、全国から94編の応募がありました。1月23日に最終選考会を行い、下記のとおり受賞作品が決定しました。



ゆいこうき  
「結衣公記」 なかてがわ じゅんいち  
仲手川 純一さん(津島市)

【あらすじ】

高校生の結衣は「信長公記」を読んで「信長が津島の堀田道空邸で女装コスプレしてダンスした」という故事を文化祭で再現しようとする。



なかもら ひろし  
「帰郷」 中村 浩史さん(名古屋市)

【あらすじ】

DV(ドメスティック・バイオレンス、家庭内暴力)に耐えられず夫を殺した「私」は5年の刑期を終え、故郷である津島に帰ってくる。そこで、ずっと音信不通だった娘からの手紙を受け取る。

## 受賞作品冊子を配布します

大賞・佳作受賞2編を収録した冊子を3月中旬に市内公共施設で無料配布します。受賞作品はいずれも身近なまちで繰り広げられる素敵な物語です。

### 配布場所

市役所、神守支所、神島田公民館、生涯学習センター、図書館、文化会館、観光交流センターなど

## 表彰式を開催します

日時 3月10日(土)  
午後2時～2時20分  
(午後1時30分開場)

場所 文化会館2階視聴覚室  
定員 30人程度(先着順)

REDISCOVERY TSUSHIMA

## 短編映画ワークショップ 2017の上映会



「REDISCOVERY～再発見～」をテーマとして、津島を舞台にした短編映画を制作しました。

日時 3月10日(土)  
午後2時30分～4時(午後1時30分開場)

場所 文化会館2階視聴覚室

定員 30人程度(先着順)

入場料・申込 不要

※映画作品は、3月下旬に市ホームページにて公開を予定しています。

問合せ (一社)にぎわい創出機構OSHI

☎26-5700(午前10時～午後3時 火・水曜日、祝日は定休)

## 日光川下流流域関連津島市公共下水道の供用開始と関係図書の縦覧について

**供用開始日** 3月31日(土)

**供用開始区域** 昭和町の一部、藤浪町の一部、藤里町の一部、立込町の一部、橘町の一部、愛宕町の一部、百島町の一部(下図)

**縦覧期間** 3月16日(金)～29日(木)(市役所閉庁日は除く)  
午前8時30分～午後5時15分

**縦覧場所** 工務課(市役所4階)

**問合せ** 工務課工務G ☎55-9748



## 指定管理者が決定しました

平成29年度で指定管理者の指定期間が終了する施設について、平成30年度からの指定管理者が決まりましたのでお知らせします。

施設名	所在地	指定管理者名	指定期間	問合せ	
文化会館	藤浪町3丁目89番地10	津島市文化会館指定管理者共同事業体 代表団体 昭和建物管理株式会社 津島営業所	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで (4年間)	総務課 ☎55-9606	
西地域防災コミュニティセンター 大崎会館	下新田町2丁目241番地 中地町3丁目29番地1	西小学校区コミュニティ推進協議会		市民協働課 ☎55-9298	
老人福祉センター 神島田祖父母の家 わざ・語り・伝承の館	宮川町1丁目43番地 鹿伏兔町上郷198番地 南門前町1丁目8番地	コニックス株式会社	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで (3年間)	高齢介護課 ☎24-1118	
中央児童館	橘町5丁目18番地	津島市老人クラブ連合会		子育て支援課 ☎24-1121	
かるがも園	東柳原町3丁目69番地	株式会社日本保育サービス			
東こどもの家	立込町1丁目19番地1	特定非営利活動法人 放課後のおうち			
西こどもの家	宮川町1丁目地内				
南こどもの家	常盤町4丁目26番地				
北こどもの家	兼平町1丁目113番地				
神守こどもの家	百島町字牛屋51番地	一般社団法人津島市医師会			健康推進課 ☎23-1551
蛭間こどもの家	蛭間町字高瀬809番地				
高台寺こどもの家 神島田こどもの家	神尾町字江西61番地 中一色町東郷37番地	公益社団法人津島市 シルバー人材センター		社会教育課 ☎55-9421	
津島地区医療センター	藤浪町4丁目14番地	大政地区総代会			
中央公民館	宮川町1丁目地内	永楽町3丁目町内会			
親愛集会所	瑞穂町2丁目28番地				
永楽集会所	永楽町3丁目22番地2				